**平成２４年（再イ）第５４号**

埼玉県川越市大字古谷上5247番地15

再生債務者　野崎　時雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（再イ）第５８号**

埼玉県坂戸市日の出町６番26号　アトラエンテ坂戸403号室

再生債務者　吉野　　学

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（再イ）第７０号**

埼玉県所沢市大字久米1426番地の11

再生債務者　塚田　敏彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（再イ）第１２１号**

神奈川県海老名市上今泉２丁目５番39―601号

再生債務者　田村　陽子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日

横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（再イ）第８１号**

京都市東山区今熊野宝蔵町20番地　荒川方

再生債務者　早川　弘晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２４年（再イ）第５２号**

宮城県宮城郡利府町青山４丁目２番地７

再生債務者　越川　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日

仙台地方裁判所第４民事部

**平成２４年（再イ）第３４号**

神奈川県小田原市下堀114番地の７

再生債務者　鈴木　　勝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月31日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 11 月 13 日　　福島県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　石井　大輔、本籍地　福島県

免許状の種類及び番号

⑴　中学校教諭一種免許状（英語）
平12中一普第14号

⑵　高等学校教諭一種免許状（英語）
平12高一普第24号

授与月日及び授与権者

平成12年６月１日、福島県教育委員会

2　失効年月日　平成24年10月19日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 11 月 13 日　　福島県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　佐藤　尚孝、本籍地　福島県

免許状の種類及び番号

⑴　中学校教諭一種免許状（外国語（英語））
平７中１第20883号

⑵　高等学校教諭一種免許状(外国語(英語))
平７高１第21843号

授与月日及び授与権者

平成７年３月31日、東京都教育委員会

2　失効年月日　平成24年10月19日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 11 月 13 日　　鹿児島県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　小学校教諭一種免許状、平12小一第13号、平成12年４月24日、宮崎県教育委員会、柏田　雄二、宮崎県

2　失効年月日

平成24年９月21日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳くらいの男性で身長179㎝、やせ型、あごひげ（紺色トレーナー、Gパン姿）

上記の者は、平成24年７月９日午後２時０分、江東区住吉２丁目17番７号星野方に居住する、星野茂の姿を３～４か月見ていないとの警察への通報により、室内を確認したところ死亡者を発見した。

死亡日は、平成24年３月頃。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成 24 年 11 月 13 日

東京都　　江東区長　山﨑　孝明

## 無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 24 年 11 月 13 日　　北海道野付郡別海町

1．墳墓等所在地　北海道野付郡別海町本別海２番地149

1．墳墓等の名称　本別海墓地

1．死亡者の本籍及び氏名　不詳　11カ所

1．改葬を行おうとする者　北海道野付郡別海町別海常盤町280番地　北海道野付郡別海町長　水沼　　猛

## 官公庁からのお知らせ

**解散公告**

当社は、平成二十四年十月二十日開催の臨時株主総会の決議により、平成二十四年十月二十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

札幌市豊平区豊平二条六丁目二番二〇号

株式会社北海道彌栄製作所

代表清算人　布施　昂一

**解散公告**

当社は、平成二十四年十月二十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

岩手県北上市若宮町一丁目三番五号

株式会社クレイブ

代表清算人　鈴木　　豪